

文明間を往復する使節

—中世後期カスティーリャ王国とナスル朝グラナダ王国間の事例を中心として—

黒田 祐我

はじめに

中世の地中海世界で、西のラテン・キリスト教世界、東のビザンツ世界、そして南のイスラーム世界というサブ文明世界が並存し重なり合うかたちで戦争と平和が複雑に展開されたことは良く知られていよう。三つの異なる一神教が交錯して、キリスト教徒、ユダヤ教徒、ムスリムが互に行き来する地中海世界の最西端にイベリア半島は位置していた。711年から1492年という約800年間の長きにわたって、この半島は上記の文明世界間の「境域」を抱え続けたといえる。半島の南にはイスラームを奉ずるアンダルスが地歩を占め、かたや北にはキリスト教を奉ずるキリスト教諸国が割拠した。この両者の間では開戦が宣言され、時に休戦と和平が成立した。中世地中海世界の宗教、言語、文化を跨いだ勢力同士の関係交渉史は、このような戦争と平和の繰り返しで描き出せるといえる¹。

しかし中世における戦争と平和は、相対立する概念といえない。戦争が実施され、和平交渉が模索されるなかで、各々の勢力は個別の思惑を抱いて動いていた。とりわけイベリア半島の中央部に君臨するカスティーリャ王国の諸王達は、いわゆる「レコンキスタ」の名の下で、「敵」たるアンダルス（イスラーム・スペイン）に対して和戦を行使し続けた。彼らの考える平和とは、暫定的な戦争の停止による休息期間に過ぎず、アンダルスにとって不平等な約定が盛り込まれた王国間休戦協定を通じて、間接的に政治、経済、社会を崩壊させる「外交」を意味していた。中世後期のカスティーリャ王国とナスル朝グラナダ王国との間の和戦関係（1246-1492）を事例として扱った先の拙稿では、休戦関係が圧倒的な長期間を占めていたことをあらためて確認したうえで、しかしこれが両王国間の関係の安定化を意味しているわけではなく、むしろ戦争の延長線上で休戦協定の締結という「外交」が、水面下で激しく展開された結果であった点を明らかにした²。

¹ 中世後期の地中海世界におけるキリスト教徒勢力・ムスリム勢力間の合従連衡の基本的特質については以下の概説が有益である。Ch. E. Dufourcq, "Chrétiens et musulmans durant les derniers siècles du Moyen Âge," *Anuario de Estudios Medievales*, 10 (1980), pp.207-225. なお、本稿で用いる「境域」は、イベリア半島内のキリスト教諸国が、アンダルス（イスラーム・スペイン）と接触する国境地帯のことを指している。これまで筆者は「辺境」という語を用いて表現してきたが、それと同義で用いている。

² 黒田祐我「中世後期スペインにおける対グラナダ戦争、そして平和—予備的考察—」『西洋史論叢』32 (2010)、47-58頁；同「中世後期カスティーリャ王国における『戦争と平和』—王国間休戦協定の分析から—」『スペイン史研究』25 (2011)、1-16頁。

腹に一物ある勢力同士が「外交」を展開するためには、当然ながら優秀な使節の存在が必要不可欠となる。拙稿で分析した1439年の休戦協定をめぐる交渉のように、「外交」で優位に立ち、自らの要求を相手方に納得させる能力が求められたからである³。しかしこのことは、「レコンキスタ」の完遂を国是とし続けたカスティーリヤの対グラナダ「外交」に限定されない。中世地中海では、勢力の各々が自身の思惑を抱いて「外交」を展開していた。西地中海域を例にとれば、ピサ、ジェノヴァを代表とするイタリア海洋都市国家は、アンダルス、マグリブ、イフリーキヤに勃興するイスラーム諸王朝と休戦協定を通じて、より有利な商業権益を得ようと中世の早くから「外交」を展開していた⁴。宗教と文明を越えた諸交渉の意義を正しく理解するためには、まずはこの複雑な「外交」関係とその意義を明らかにする必要がある。

しかし、中世地中海圏で往還する「外交」使節に関する研究は非常に少ない。そればかりか中世後期カスティーリヤ王国がナスル朝へ頻りに派遣した「外交」使節に関しては、管見の限りで全く取り扱われていない。そこで本稿では、イベリア半島内のもうひとつのキリスト教諸国で、なおかつナスル朝グラナダ王国とも折衝を継続していたアラゴン連合王国における「外交」使節を参考しつつ、カスティーリヤ王国がグラナダへ派遣した使節を可能な限りで特定し、その特徴と意義を明らかにしていきたい。

1. 「外交」使節と「全権大使」

カスティーリヤ王国とナスル朝グラナダ王国との間には、合意に達しなかった交渉や、グラナダ側が義務付けられた貢納金の授受や督促、あるいは単純な外交儀礼的な贈与のやり取りに至るまで、残存している史料をはるかに越えて、継続した関係が構築されていたと考えられる。

両王国のこの交渉を担当するのが、使節の役割であった。様々な交渉事に関する密命を帯びて、彼らは文明の挟間を往復していった。いまだ国際法の存在しない時代ではあるものの、「敵地」に赴く使節の身体の安全は古くから慣習的に保障されていたことは間違いない。これは、異なる一神教をそれぞれ奉ずるキリスト教諸国とアンダルスとの間においても例外ではなく、13世紀後半に成立したカスティーリヤ国法集成『七部法典』は、使節の安全に関して以下のように規定している。

³ 黒田「中世後期カスティーリヤ王国」、10-11頁。

⁴ マグリブは西方イスラーム世界、ほぼ現在のモロッコからアルジェリア、チュニジアをあらわす地域概念として、アンダルスはイベリア半島内のイスラームを奉ずる「国家」の領域範囲を指す語として本稿で用いる。イフリーキヤとは、ほぼ現チュニジア域を示すイスラーム地域概念である。イタリア海洋都市国家の「外交」は、*Traité de paix et de commerce, et documents divers concernant les relations des Chrétiens avec les Arabes de l'Afrique septentrionale au moyen-âge, recueillis par ordre de l'Empereur, et publiés avec une introduction historique par L. de Mas Latrie*, 2vols, Paris, 1868 に多く取められている契約文書から大枠を掴むことができる。

王の宮廷へは、敵の命を帯びて敵地から、つまりはモーロ人の地からあるいはその他の地域から、しばしば使節が訪れる。余は善処し、以下の命令をなす。余の地に来訪する全ての使節は、キリスト教徒であろうとモーロ人であろうと、あるいはユダヤ人であろうとも、来訪から帰還までの間、余の王国領域全てにおいて身体の安全が保障される。その者あるいは彼の財に対して暴力、侮辱、害悪が敢えて与えられることのなきよう。⁵

カステーリャ＝アングルス間の「外交」は、言語、文化そして宗教を越境してなされなければならなかった。当然ながらこの交渉を担う使節には、双方の言語や文化に関する深い知識が要求された。また、交渉事を有利に進めるためには、相手方の振る舞いを知悉していなければならない。しかしラテン・キリスト教世界、ビザンツ世界そしてイスラーム世界という三つの異なるサブ文明世界が並存した中世地中海世界では、先に指摘したように越境交渉が頻繁になされていた証拠があり、かつそれを担うに適任な人材も揃っていたと考えられる。

中世の西地中海域で展開された「外交」の実態分析に先鞭をつけたサリクルによれば、イスラーム世界へ派遣される使節は、まず「他者を知る者」でなければならなかった。この海域世界で海を挟むかたちで戦争と平和を展開し、交易や内政干渉を頻繁に行っていたアラゴン連合王国の具体事例を取り扱ったサリクルは、文明世界の狭間に位置する辺境域に居住し、同地で様々な役職を保持する者が使節として活躍していたことを明らかにした。アラゴン＝グラナダ間「外交」の場合、両王国の政治的な「中心」としての宮廷の座所を直線で結んだ中間、すなわちバレンシア王国が交渉の場となり、同王国の統治を委譲された総バイイ (baile general) が仲介役を務めた。またバレンシア王国内には多数のムデハルらが居住しており、彼らを統治していくうえでアラビア語や彼らの習俗を解する必要が常にあった。また、地中海圏で活躍する商人やユダヤ人、あるいはムデハル自身といった、越境交渉に手慣れた者達もバレンシアには多く居住していた。西地中海域でのヒトの移動は、これまで考えられてきた以上に頻繁になされており、渡海してイスラーム世界の一角を占めるマグリブやイフリーキヤで傭兵として軍役に従事するキリスト教徒も数多く存在していた。キリスト教徒傭兵らは逆に、イスラーム諸政権側の使節として任命されて、キリスト教諸国へと赴くこともあった⁶。

⁵ "Mensageros vienen muchas vegadas de tierra de moros, e de otras partes a la corte del Rey: e maguer vengan de tierra de los enemigos por mandado dellos: tenemos por bien, e mandamos que todo mensajero que venga a nuestra tierra quier sea christiano, o moro, o judio que venga, e vaya seguro, e saluo por todo nuestro Sennorio, e defendemos que ninguno non sea osado de fazer fuerça, nin tuerto, nin mal a el, nin a sus cosas." *Las Siete Partidas del sabio rey don Alonso el Nono/ nuevamente glosadas por el licenciado Gregorio Lopez*, 3vols, Madrid, 1974, vol.3, p.78.

⁶ R. Salicrú i Lluch, "Más allá de la mediación de la palabra: negociación con los infieles y mediación cultural en la Baja Edad Media," in *Negociar en la Edad Media, AEM Anejo 61*, 2005, Barcelona, pp.409-439; id., "La diplomacia y las embajadas como expresión de los contactos interculturales entre cristianos y

陸路で接する中世後期カスティーリャ＝グラナダ間の「外交」交渉でも、ほぼ類似の傾向がみてとれる。すなわち、カスティーリャ王国の「境域」となったアンダルシア王国群、ムルシア王国における役職、たとえば境域大総督 (*adelantado mayor de la Frontera*) やムルシア総督 (*adelantado del reino de Murcia*)、捕虜返還交渉人 (*alfaqueque*) から、「境域」の前線城砦の城主 (*alcaide*)、「境域」都市当局の役職保持者らにいたるまでが、グラナダ宮廷へ派遣される「外交」使節として表舞台に登場する。アラゴンの例と同じく、イスラーム世界で軍役奉仕するキリスト教徒傭兵、そして「境域」に居住してアラビア語を解する旧ムスリムの改宗キリスト教徒ですら、文明世界間の交渉を担っていた⁷。

カスティーリャ王国とナスル朝グラナダ王国との間を往復する双方の使節は、その身柄と持参する物品の安全が保障され、なおかつ彼らの訪問に際して必要となる出費も訪問先の国側が負担していたと考えられる。これは、アラゴン連合王国とグラナダ王国との間の使節に関連する詳細な残存史料から類推することができる。ここでは1418年の例を挙げたい。

1418年2月、グラナダ王ムハンマド八世(在位1417-1419, 1427-1429)が、アラゴン連合王国国王アルフォンソ五世(在位1416-1458)へ休戦協定の交渉を申し出た。これ以後、バレンシア王国の総バイイを務めるファン・メルカデルがこの折衝を担当し、他方でグラナダからは"Hayren(Hayrin)"という名の使節が頻りに訪れて、休戦協定の合意へ向けた交渉がすすめられた。同年の7月4日に双方の契約条件が一致したため、暫定的な協定の草稿が作成された後、おそらく総バイイの一族であろう、ベレンゲル・メルカデルなる人物がグラナダ王の自署を得るため、使節としてグラナダ宮廷へ赴いた。この一連の折衝で、グラナダ王の使節 Hayren がアラゴン連合王国内に使命を帯びて滞在する期間の出費は、アラゴン側によって負担されていた。このことが残存する支出明細票から把握できる。この明細には「都市バレンシアにおいて、また同都

musulmanes en el mediterráneo occidental durante la Baja Edad Media," *Estudios de Historia de España*, 9 (2007), pp.77-106; id., "Translators, interpreters and cultural mediators in Late Medieval Eastern Iberia and Western Islamic diplomatic relationships," in *10th Mediterranean Research Meeting: Language and Cultural Mediation in the Mediterranean 1200-1800*, 2009. [recurso electrónico PDF], 22p. 中世西地中海世界におけるヒトの移動の一事例としてのキリスト教徒傭兵に関しては、黒田祐我「両文明を越境する傭兵：中世西地中海世界におけるキリスト教徒」『歴史学研究』881(2011)、12-21、48頁を参照。

⁷ 境域大総督は、アンダルシア王国群(ハエン・コルドバ・セビーリャ)における王権の代理を務める「副王」のごとき役職であった。同じくムルシアにも、総督職が配置された。捕虜返還交渉人とは、身代金を肩代わりして「敵地」に捕囚されたキリスト教徒捕虜の救出を主たる任務とする者である。1408年の両王国間の休戦協定交渉において、グラナダ王宮廷から"alcayde Zoher"という名の人物が登場するが、彼は改宗者であった。*Crónica de Juan II de Castilla por Alvar García de Santa María*, J. de M. Carriazo y Arroquia ed., Madrid, 1982, pp.267-269. 1428年、ムハンマド八世の宰相であったユースフ・イブン・サッラージュがカスティーリャへ亡命を行った際、ロベ・アロンソ・デ・ロルカが同行してきている。彼は「騎士でありムルシアの統治官(*regidor*)であって、アラビア語を知悉していた。」A. Peláez Rovira, *El reino nazarí de Granada en el siglo XV: dinámica política y fundamentos sociales de un estado andalusí*, Granada, 2009, p.93.

市から都市サラゴースまで道程、当該都市での滞在、そして帰還における食事、駄獣や宿舎の賃貸、他の必要なもの」の支出を行った旨が記されている⁸。

さて、協定の草稿が作成されて後、自署を得るためにグラナダ宮廷へ赴いた使節ベレンゲル・メルカデルは、しかしながら同宮廷での調印の際、ある問題に巻き込まれている。以下はその経緯に関して、グラナダ王がアラゴン王へ宛てて送付した、同年9月4日付の書状である。

余 [=グラナダ王] は貴殿 [=アラゴン王] に以下のことを通告する。すなわち、貴殿の使節ベレンゲル・メルカデルが、[余の使節] Hayrin と共に、貴殿が送付した書状を持参して余のもとへと到着し、余はその書状の内容の全てを理解した。貴国で Hayrin が合意したところの状況について、また貴殿から余のもとへの使節派遣に関してであるが、いと高く、いと貴顕なる王よ、また余の同志で友よ、以下のことを理解してほしい。すなわち、余と余の廷臣の面前にて、上述の貴殿の使節と Hayrin がそれぞれ自ら陳述したのであるが、彼らによって為された陳述では、上記の貴殿の使節が示す条項が、余の Hayrin に命じ余が提案したところのそれと一致しないことに気付いたのである。いと高く、いと貴顕なる王よ、また余の同志で友よ、余は上述のベレンゲル・メルカデルと Hayrin に命じて、余の廷臣の面前に出頭させ、状況を確定させたのであるが、見たところ、やはり内容と条項が食い違っているのであった。そこで余は、かかる状況と内容の不一致を鑑み、署名ができないと判断した。というのも、余が上述の Hayrin にそうするようにと命じた方策でも形式でもなかったからである。⁹

この後、グラナダ王と彼の側近はベレンゲル・メルカデルと個別に会談して、条項の食い違いを

⁸ R. Salicrú i Lluç, *Documents per a la història de Granada del regnat d'Alfons el Magnànim (1416-1458)*, Barcelona, 1999, n.26, pp.49-50, n.30, pp.51-52, n.34, pp.57-58, n.39, pp.62-63, n.40, pp.63-64, n.41, pp.64-65, n.42, pp.65-71, n.46, pp.74-75.

⁹ "Fasémosvos saber que nos llegaron vuestras cartas, las que nos embiastes con vuestro mensajero Beringuer Mercader e con Hayrin, e entendemos todo lo contenido en ellas. E, a lo que nos embiastes desir que embiávades al dicho vuestro mensajero ante nós sobre los negoçios que allá avía tractado Hayrin, muy alto e muy ensalçado rey, nuestro hermano [e] amigo, sabed que ante nós fesieron rrelaçión, e ante los del nuestro consejo, el dicho vuestro mensajero e Hayrin, cada uno d'ellos por sy. E, seg[un]d] la rrelaçión a nós fecha por ellos, fallamos que non concordavan los capítulos que el dicho vuestro mensajero mostró con los [ca]pítulos que nós avíamos embiado con el dicho Hayrin. E, muy alto e muy ensalçado rey, nuestro hermano e amigo, nós mandamos paresçer ante los del nuestro consejo los dichos Beringuer Mercader, vuestro mensajero, e Hayrin, porque ante los del nuestro consejo determinasen ellos los negoçios e, segund que paresçe, que non concordavan las rasones e capítulos del uno con el otro. E nós, veyendo los tales negoçios e la discordia d'ellos, non podimos nós afirmar los tales negoçios, por quanto non heran de la manera e forma que lo nós avíamos mandado al dicho Hayrin que los fisiese." *Ibid.*, n.51, pp.78-79.

修正しようと試みた。しかし後者は条項の不一致を独断で修正する権限を持たないと返答している。ベレンゲルは一度帰国して、折衝が再開されて同意が得られたうえで締結に至ったものと思われる。

「外交」使節とは、単なる王書簡の輸送人ではなく、代表者の意を伝えるとともに、時に条項の調整と交渉あるいは確認を委ねられた交渉人とみなされていたことがこの事例から分かる。1418年のアラゴンの事例のように、休戦協定の交渉がどちらかの王宮廷でなされる場合、王自らの提言によって交渉が大きく左右される可能性もある。しかしカスティーリヤの場合、次章で検討するように、多くの場合は「境域」に滞在する「全権大使」に交渉を全て委任するケースが多い。先の拙稿で扱った1439年のカスティーリヤとグラナダとの王国間休戦協定の交渉を担当したイニゴ・ロペス・デ・メンドーサの例をみてみたい。1439年2月11日付の書状で、カスティーリヤ王ファン二世(在位1406-1454)は以下の慣例的な文言でもって、休戦協定に付随する具体的な条項案の策定を委譲している。

本書状により余 [=カスティーリヤ王] は、以下の十全なる権限を貴殿 [=イニゴ・ロペス・デ・メンドーサ] に授与する。すなわち、貴殿が余のために、そして余の名において、グラナダ王と彼のモーロ人らと、現在のところ余が行使している戦争の休止を締結して同意するための権限である。これは、貴殿が把握し理解した期間、方策、そして条件でもって[交渉を] 行うことができ、それに関して余のため、そして余の名と余の王国、土地、あるいは王国領域の名において、[協定を] なして授与することができる権限である。またそれは、あらゆる保障、条件、あるいはあらゆる確約と誓約、義務、罰則を伴って、上述のグラナダ王から自ら、自身の王国と土地のために[休戦を] 受領することができる権限である。¹⁰

実際の「外交」使節のやりとりは、アラゴンではバレンシア王国総バイイのファン・メルカデル、カスティーリヤの場合には「境域」の軍団総長 (capitán general) を当時務めていたイニゴ・ロペスのような「全権大使」が差配し、彼らが王権と、実際に書簡を携えてグラナダへと派遣される個別使節との間の仲介を担っていたのではないか。

なお、実際に陸上「境域」を介して接する勢力同士ばかりか、第三国を通過しての使節の往復

¹⁰ "...por la presente vos damos é otorgamos conplido bastante poderio, para que podades por Nos é en nuestro nombre, tractar é concordar con el Rey é moros de Granada, trégua de la guerra que con ellos avemos, por el tiempo é segund é en la manera é forma é con las condiçiones que vos vieredes é entendieredes, é faser é otorgar sobre ello por Nos é en nuestro nombre é de nuestros regnos é tierras é partidas dellos, qualquier seguridad é conçierto é conçiertos, con qualesquier firmesas é juramentos é obligaçiones é penas, é lo reseçbir del dicho Rey de Granada para sy é para su regno é tierra." J. Amador de los Ríos, *Memoria histórico-crítica sobre las treguas celebradas entre los reyes de Castilla y Granada*, Madrid, 1879, n.XXXIV, pp.94-95.

も頻繁になされていた。1428年12月9日、アラゴン連合国王アルフォンソ五世は、グラナダ王国領域と直に接するカスティーリャ王国の「境域」都市ロルカ当局宛へ事前に書簡を送り、グラナダ王の使節を務めるユダヤ人ヤコブ・イスラエルのアラゴン連合王国領域までの安全な通過と誘導を要請している。第三国の使節の領内通過は「たとえ平時であろうと、戦争時であろうとも」許可されるべきものである、このように書簡で述べられている¹¹。

「外交」を担当する使節の移動は、宗教や文化の別なく諸勢力の間で保障されていた。これは、贈物の授受のごとき友好関係の初期段階の樹立を保証して、宗教を跨いだ休戦関係や軍事同盟関係をもたらすばかりか、商人や傭兵をはじめとするヒトや物品の円滑な移動を可能とした。中世地中海世界で生じたダイナミズムは、この「外交」の後ろ盾があっちはじめて確約された。そしてここで、仲介の舞台を準備し仲介者を輩出する文明間の「境域」が果たした役割は、次章で検討するように非常に大きかった。

2. カスティーリャ王国の「外交」使節と「境域」

1246年のハエン協定から1481年の一年間にわたる最後の休戦に至るまで、カスティーリャ王国とグラナダ王国との間に成立した王国間休戦協定の大半は、両者のうちの一方が使節を派遣してその意思表示をすることによって交渉段階に入った。双方の合意をみた上で正式に契約されるまでの一連の折衝を担うのが「外交」使節に課せられた役割となる。休戦協定の交渉をはじめとする「外交」は、本稿の対象に限れば、カスティーリャ王宮廷、ナスル朝宮廷という二つの政治単位の「中心」の狭間に位置する「境域」の仲立ちがあっちはじめて成立した。王国間休戦協定の交渉と維持を目的として派遣された個別の使節、あるいは「全権大使」の人名と役職・出自について、筆者が現状で用いる限りの史料と研究文献を参照した結果は以下の通りとなる〔巻末の表参照〕¹²。

単純な書簡の送付のみを使命としていようと、あるいは交渉の全権を委任されていようと、現状で特定できた使節は、やはり「境域」に関連する者達で占められていた。マグリブのマリーン朝に傭兵として仕えた経験を持つアンダルシア南部の最有力貴族グスマン家の初代当主アロンソ・ペレスは、ムスリムらとの縁故を頼りに使節として任命されている可能性が高い。ガルシア・マルティネス・デ・ガリエーゴスも、同様にマグリブでの傭兵経験を持つ。彼の子息と推測され、都市セビーリャの有力者として法官職を務めたゴンサロ・ガルシア・デ・ガリエーゴスも、王国間休戦協定の締結のためにマリーン朝の首座フェスに派遣され、協定文書に署名したと考えられ

¹¹ *Documents per a la història de Granada...*, n.179-180, pp.220-222.

¹² 年号は基本的に先の拙稿で提示した王国間休戦協定の成立年と符合させてあるが、協定違反行為の裁定と休戦状態への復帰を行うための使節が判明している場合は、それも書き加えてある。黒田「中世後期カスティーリャ王国」、6-7頁。

る。「境域」に深く関連する役職である境域大総督、越境騒擾裁定人 (*alcalde mayor entre moros y cristianos*)、捕虜返還交渉人長 (*alfaqueque mayor*) も登場する。同じく「境域」と関わりの深い宗教騎士団内の高位に列する団長 (*maestre*) や総代官 (*comendador mayor*)、代官 (*comendador*) あるいは収入役長 (*contador mayor*) も登場する¹³。

さてここで、ひとつの転機を指摘できる。14世紀半ばを転機として、使節あるいは「全権大使」の質が変容していくのである。14世紀前半のアルフォンソ十一世 (在位 1412-1450) 治世期までの使節には、「境域」に居住して比較的中下層に属す貴族が多く登場する。また使節の人選も固定化せずに多様さがみられる。おそらくこれは、都市セビーリヤをはじめとする「境域」の有力都市に長らく滞在した王の身近に偶然控えていた人物が、その都度選定されていたことを示唆していると考えられる。よって彼らは、王権と廷臣の抱く意思を伝達する使命を帯びた、単なる王書簡の送付人に過ぎなかったともいえる。しかしながら、14世紀半ばからこの傾向が変化していく。トラスタマラ王朝初代エンリケ二世 (在位 1367-1379) は、先代のペドロ一世 (在位 1350-1369) をモンティエルの戦いで撃破し、王国内戦で勝利をおさめた直後の1369年3月23日の書状で、アンダルシーア王国群の統治を自身の股肱の臣らに委譲している。この内の一人が、カラトラバ騎士団長で境域大総督を兼任したペドロ・ムーニス・デ・ゴドイであった¹⁴。エンリケ二世と次代ファン一世 (在位 1379-1390) 治世期の対グラナダ「外交」は、1384年に対ポルトガル戦役で戦死するまで、彼に全権が委ねられていたと考えられる¹⁵。

ペドロ・ムーニスの後、研究の現状では詳細の不明な期間を経て15世紀に至るや、対グラナダ「外交」交渉の全権が「境域」の当事者へ委譲される傾向がより顕著となる。幼少のファン二世の摂政フェルナンドが「勢威発揚」を主たる目的として遂行した1407年から1410年の間の対グラナダ戦争は、双方の王宮廷の間で直接交渉がなされている。よって宮廷に深く関連する役職の保持者が使節として現れる。しかし1410年、対グラナダ戦役が佳境にさしかかるアンテケラ包囲戦時から開始された休戦交渉の後、「境域」の一角を占めるコルドバを拠点とする大貴族フェルナンデス・デ・コルドバ家門のアギラール、カブラ=バエナ両家の構成員が多く現れてくる。

¹³ 1300年のグティエレ・ベレスは、カラトラバ騎士団代官を経て、ガルシ・ロベス・デ・パディーリャ団長の下で後に総代官を務めている。後者は1316年の交渉を行っている。1331年のバスコ・ロドリゲス・デ・コルナドはサンティアゴ騎士団長であり、1328年には境域大総督に短期間ではあるが就任している。F. de Rades y Andrada, *Crónica de las tres Órdenes y Cavallerías, de Santiago, Calatrava y Alcántara, 1572, ed. facsímil*, Valladolid, 2009: "Chronica de Calatraua," pp.48-52; "Chronica de Sanctiagio," pp.41-42. 越境騒擾裁定人とは、カスティーリャ王国とグラナダ王国間で締結された休戦協定に何らかの違反が生じた場合、加害者と被害者の証言を収集して、裁決を執り行う役職者である。

¹⁴ J. E. López de Coca Castañer, "Sobre las relaciones de Portugal con el Reino de Granada (1369-1415)," *Meridies*, 5-6 (2002), pp.205-210.

¹⁵ F. de Rades y Andrada, *Crónica de las tres Órdenes y Cavallerías...*: "Chronica de Calatraua," pp.61-62; "Chronica de Sanctiagio," pp.53-54.

確かに 1420 年代前半にはルイス・ゴンサレス・デ・ルナが登場し、1439 年には既にみたイニゴ・ロペス・デ・メンドーサが、そしてエンリケ四世 (在位 1454-1474) の寵臣でカラトラバ騎士団長のペドロ・ヒロンやビリエーナ侯ファン・パチェコらもまた交渉の全権を一時的に掌握している。しかし全体として眺めた場合、最後までフェルナンデス・デ・コルドバ家門が対グラナダ「外交」の多くを取仕切っている印象は否めない¹⁶。

では、なぜ 14 世紀の後半から「境域」に在する有力貴族、とりわけコルドバ王国域の最有力貴族フェルナンデス・デ・コルドバ家門が対グラナダ「外交」の主導権を握り始めるのであろうか。この理由は、カスティーリャ王のトラスタマラ系への王朝交代劇に伴う対グラナダ「外交」の質的転換に求められねばならない。そしてこれと深く関連して、カスティーリャ＝グラナダ「境域」という場に固有の社会的ダイナミズムが大きく変容したことによる。

理由として第一に考慮すべきは、内戦に勝利したトラスタマラ系の諸王がポルトガル、アラゴンあるいはナバーラといった半島キリスト教諸国、そしてフランス、イギリスをはじめとするピレネー以北の西欧諸王国との関係の安定化に苦慮し続けた点である。さらにカスティーリャ内戦で分断された王国内諸貴族との利害調整にも、彼らは忙殺された。これらの状況により、王権は対アンダルス政策に専念しえなくなったのである。しかし、否応なくナスル朝支配領域と陸路で境を接する当の「境域」社会は、自衛のためにも対グラナダ「外交」を無視できない。そこで「境域」は、ちょうど当該域で進行中であった軍事資質を軸とする社会経済的な身分階層のヒエラルキー化（「戦争遂行型社会」）に従って、自らの主導権でこの「外交」を展開しようとする。ここで、他の案件に忙殺されるカスティーリャ王権という「中心」、自立傾向をみせる「境域」社会、この両者の利害が一致する。前者は後者の上層を形成する在地の有力貴族家門に様々な役職や恩恵を下賜することで、この「外交」交渉を一任する。こうして「境域」は 14 世紀の後半になってはじめて、名実ともに対グラナダ「外交」の立役者として登壇してきた¹⁷。

第二に「境域」が、何処よりも迅速にグラナダ王国情勢に関連する様々な情報の到達する場となった点を考慮すべきである。「境域」の最前線に位置する城砦や都市の運営に好んで乗り出していく軍事貴族層には、「対岸」のグラナダに関する情報がいち早く集約されていった。事実、有力都市セビーリャやハエン、そしてヘレスなどに残存している 15 世紀の都市議事録は、境の

¹⁶ フェルナンデス・デ・コルドバ家門に関しては、先駆研究 M. C. Quintanilla Raso, *Nobleza y señoríos en el reino de Córdoba. La casa de Aguilar (siglos XIV-XV)*, Córdoba, 1979 を参照。ペドロ・ヒロンに関しては、J. F. O'Callaghan, "Don Pedro Girón, Master of the Order of Calatrava, 1445-1466," *Hispania*, 21/83 (1961), pp.342-390 を、ファン・パチェコに関しては J. F. Jiménez Alcázar, "Control y poder territorial: las ambiciones fronterizas en el reino de Murcia de D. Juan Pacheco, marqués de Villena," in *V Estudios de Frontera. Funciones de la red castral fronteriza: homenaje a don Juan Torres Fontes*, Jaén, 2004, pp.363-372 を参照。
¹⁷ 「境域」社会における身分階層のヒエラルキー化と極度な軍事化に関しては M. González Jiménez, "De la expansión a la crisis: la sociedad andaluza entre 1225 y 1350," in *I Estudios de Frontera, Alcalá la Real y el Arcipreste de Hita*, Jaén, 1996, pp.211-238 を参照。

「対岸」に関連する議題を日々取り扱っている。とりわけ15世紀のグラナダ「外交」の多くを担当したフェルナンデス・デ・コルドバ家門構成員は、1341年に征服された最前線拠点都市アルカラ・ラ・レアルの城主職を長期にわたって兼任した。この都市はナスル朝の首座たる都市グラナダに最も近接しており、カスティーリャ王国内へ最新の情報がもたらされる窓口の役割を果たした¹⁸。

『ファン二世年代記』の記述から1408年、アルカラ城主職に就いていたフェルナンデス・デ・コルドバ家門のアギラール家初代当主、アルフォンソ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(当主位1384-1424)のもとに、グラナダ情勢に関する情報が最も早く到達したことが分かる。

キリスト教徒らはグラナダ王の死を誰も知らなかったが、5月20日、アルカラ・ラ・レアル城主として同都市に滞在していたアルフォンソ・フェルナンデス殿のもとに初めてこの報せがもたらされた。新たにグラナダ王となったユースフは、上述のアルフォンソ・フェルナンデス殿に書簡を送り、以下のことを伝えてきた。すなわち、神はこの世界から彼の兄弟ムハンマド王を連れ去ることをお望みになり、彼自身がグラナダのモーロ人らの王として即位した。よって[ユースフは、]彼[=アルフォンソ・フェルナンデス]の主君たるカスティーリャ王にアブド・アッラー・アル＝アミンを使節として派遣して、彼の兄弟たる前王が締結していたところの休戦の更新交渉を行うつもりである、と。彼は休戦を遵守することに満足しており、また遵守を意図している。ゆえに王[=カスティーリャ王]から命令がもたらされるまでの間、キリスト教徒らの地の各城主たち、そして境域に在する者達に伝達して、休戦を遵守させてほしい、と。

アルフォンソ・フェルナンデスはグラナダ王の書状を閲覧するや、女王殿と親王殿[=摂政であったファン二世の母カタリーナ・デ・ランカスターと摂政フェルナンド]にグラナダ王の死去を伝え、グラナダ新王の使節が宮廷に向かっていることを通告した。また彼は、セビーリャ、コルドバ、そして境域全ての拠点に対してグラナダ王の書状の写しを送付し、後見人たる女王と親王殿がこの件に関する命令を下すまで、これまで通りに休戦を維持するように

¹⁸ C. Juan Lovera, "Alcalá la Real: puerta a Granada de Castilla," *Boletín del Instituto de Estudios Giennenses*, 91, (1977), pp.9-45; id., "Alcalá la Real: la mejor puerta de Granada a Castilla," in *Actas del I Congreso de Historia de Andalucía, diciembre de 1976*, Córdoba, 1978, Andalucía medieval, vol.1, pp.325-332; J. Rodríguez Molina, "Luchas entre señores por la fortaleza de Alcalá la Real," in *V Estudios de Frontera. Funciones de la red castral fronteriza: homenaje a don Juan Torres Fontes*, Jaén, 2004, pp.645-664. たとえば1453年8月4日、ファン二世が都市アルカラ・ラ・レアルに宛てた書状では、ムハンマド九世が死去し、ムハンマド八世の子息がムハンマド十世として即位したとの情報、そして休戦協定の維持継続をグラナダ新王が望んでいることを先に伝達したことに対し感謝の意が表されている。ファン二世は改めて休戦の継続を命ずるとともに、以後もグラナダ王国内の混乱を即座に知らせようと要請する。 *Colección diplomática medieval de Alcalá la Real*, F. Toro Ceballos ed., 2vols, Alcalá la Real, 1988, vol.1, n.72, p.145.

と申し送った。¹⁹

この経緯をまとめると、以下のようになろう。新たに即位したグラナダ王は、直接カスティーリヤ王に使節を送る予定である旨を、事前に「境域」最前線の都市アルカラ・ラ・レアルに通告した。休戦協定の交渉時には、たとえ失効しようともかつての休戦を継続させる慣習が双方で共有されていたと考えられ、「境域」におけるこの慣習の遵守を、都市アルカラ城主を務めるアルフォンソ・フェルナンデスに依頼した。これをうけて彼は、「中央」で交渉が為されている間の休戦の遵守を、「境域」の各拠点に対して布告した。つまり彼は、「境域」の全体における休戦の維持者として、カスティーリヤ王、グラナダ王、そして「境域」全体の間で、仲介役を担っているといえる。1410年のアンテケラの征服成功の後、再びカスティーリヤ、グラナダ両王国間の関係は安定化していくが、ここで王国間休戦協定の交渉を実際に担っていくのも、同じくフェルナンデス・デ・コルドバ家門のもう一つの有力家系、カブラ＝バエナ家の初代当主ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ一世(当主位 1384-1435)、そしてアギラール家第三代当主ペドロ・フェルナンデス・デ・コルドバ(当主位 1441-1455)であった。

しかし、「境域」へグラナダ側から到達するのは、何も情報ばかりではない。それとともに、ヒトもまた越境を繰り返していた。多くのグラナダ臣民が境を越えてキリスト教へと改宗し、彼らは当該域を統べる大貴族の下で小規模の略奪遠征軍を率いる騎兵長(adalid)や捕虜返還交渉人として活躍していた²⁰。アラビア語を解する子飼いの家臣を多く抱える「境域」の有力貴族は、

¹⁹ "E de la muerte deste rey de Granada nunca supieron los cristianos, fasta veinte días de mayo que lo sopo don Alonso Fernández, alcayde de Alcalá la Real, estando en Alcalá ; por quanto este rey Yuçaf, rey de Granada, envió sus cartas al dicho don Alonso Fernández, en que le envió a fazer saber cómo plogó a Dios de llevar deste mundo al rey Mahomad, su hermano, e él que quedó en su lugar por rey de los moros de Granada. Por ende, que escriuía al Rey de Castilla, su señor, con Avdalla Alamín, su mandadero, que a él enbiaua, sobre razón de la tregua quel Rey su hermano avía puesto con él. E qué que hera plazentero de la guardar, e así la entendía de la guardar. E en tanto que le venía mandado de su Rey, que enbiase mandar a los alcaldes de la tierra de los cristianos, e a los que están en fronteras, que lo quisiesen ansí guardar. E don Alonso Fernández, ansí como vido las cartas del rey de Granada, luego escriuió a la Reyna e al Infante, a les fazer saber la muerte del rey de Granada, cómo yban a él mandaderos del rey nuevo de Granada. E escriuió a Seuilla e a Córdoua, e a todos los lugares de la frontera, enviándoles el traslado de la carta que el rey de Granada avía enbiado, e sus cartas : que estouiesen quedos e que gardasen las treguas como fasta entonces avían seydo guardadas, fasta que los señores Reyna e Infante, tutores del Rey, enviasen mandar lo que sobre ello se fiziese." *Crónica de Juan II...*, pp.241-242.

²⁰ 騎兵長とは、「境域」の各地で登場する、小規模な騎馬遠征軍を統率する役職である。彼らはその職務上、相手方の地の利を知悉することが要求されていた。J. Torres Fontes, "El adalid en la frontera de Granada," *Anuario de Estudios Medievales*, 15 (1985), pp.345-366. 先にみた 1408 年の逸話において、王のもとに派遣されるグラナダ使節へ、アルフォンソ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世は「改宗者で捕虜返還交渉人であったマルティン・アロンソ」を同伴させている。*Crónica de Juan II...*, pp.241-242.

グラナダ王国側との個別交渉を試みていくのに何の障害も抱えていなかった。いやむしろ、彼らは在地の大貴族として自身の權益を守るために、カスティーリャ王のみならず、より近くに君臨するグラナダ王に接近することすら厭わない。この点で最も典型的とされる人物が、カブラ＝バエナ家の第二代当主ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(当主位 1435-1481)であった。元帥(mariscal)、コルドバ大執吏(alguacil mayor)、コルドバ大法官(alcalde mayor)を歴任した彼は、1455年にカブラ伯の称号を王権から下賜され、さらに1469年から都市アルカラ・ラ・レアルの城主を兼任している。彼はカスティーリャ王エンリケ四世の治世末期に生じた混乱の際(1471年)に、グラナダ王アブー・アル＝ハサン(在位 1464-1482, 1483-1485)と同盟に近い十年間の個別休戦を締結している²¹。

親密な関係をナスル朝君主と個別に取り結ぶ彼は、カスティーリャ王権が対グラナダ「外交」を展開するにあたって非常に頼りになる存在となった。この経緯を、アロンソ・デ・パレンシアの記述した『エンリケ四世年代記』が明白に示している。エンリケ四世が死去した翌年の1475年にイサベル一世(在位 1474-1504)は、カブラ伯ディエゴ・フェルナンデスにグラナダ王との休戦締結の全権を委任する。しかし休戦締結後の1477年4月、グラナダ王がムルシア域に位置するサンティアゴ騎士団領の村落シエサを急襲して、領民の全員を捕囚するという大事件が起きた。これは明白な王国間休戦協定の違反行為に該当するため、イサベルと夫でアラゴン王のフェルナンドの両名は、損害の回復、連れ去られた捕虜の無償返還、そして休戦関係への復帰を試みるべく、グラナダに使節を派遣した。しかしこの交渉は長引き、最終的にカブラ伯の登壇となる²²。

[使節として以前に]派遣された[ペドロ・デ・]バリオヌエボは、必要な権威の面でも劣り、また柔軟さにも欠いていた。こうして何ら決定的なものは獲得されず、戦争と休戦の狭間でアンダルシーアの境域は、かかる不確定さから生じる結果に苦しみ、これは多くの者にとっての大いなる危険となった。このような緊急性に駆られてフェルナンド[＝アラゴン王、イサベルの夫]殿はかつての不注意を鑑みて、解決を迫られてセビーリャへと入城する前日に、ペドロ・デ・バリオヌエボからグラナダに関する話を聞いた後、この無益さに満足しなかった。彼は柔軟性の欠如と将来に対する不利益を考慮して、アブー・アル＝ハサン[＝グラナダ王]へ第二の使節を派遣することにした。悲痛なる経験によって[フェルナンド王の]目は開かれ、自身の親族たる伯ディエゴ[・フェルナンデス]・デ・コルドバを召喚した。彼は大いに思慮に富み、彼の王への忠実さと親密さは証明されており、またグラナダ王とも悪い関係ではないため、彼にこの責務を委ねたのであるが、まさに彼は適任であった。²³

²¹ *Memorias de Don Enrique IV de Castilla, tomo II: Colección diplomática*, Madrid, 1913, n. CXC, pp.659-660.

²² 詳しい経緯は J. Torres Fontes, "Las relaciones castellano-granadinas desde 1475 a 1478," *Hispania*, 22/86 (1962), pp.186-229 を参照。

²³ "...con la embajada a Barrionuevo, que siguió la negociación con menos autoridad y astucia de lo

ナスル朝の首座グラナダから直線的に最も近いという地理的な理由によって、最も戦争行為が激しく展開された対グラナダ「境域」の中央部は、同時に和平を構築する交渉に最も適していた。「境域」中央部のコルドバからアルカラ・ラ・レアルにかけての地域を統べるフェルナンデス・デ・コルドバ家門が、グラナダ王との個人的な関係を緊密にしていたのは当然の成り行きといえる。

「境域」に直接関与できないカスティーリャ王権は、対グラナダ「外交」を実際に当地に居住する者達に委譲していった。そして「境域」社会は、これを自らの主導で担っていく。しかし、時に彼らの思惑はカスティーリャ王権とも、また「不倶戴天の敵」たるグラナダ王宮廷とも一致するとは限らない。「外交」の動向を正確に把握するためには、それに深く関与した「境域」社会自体のダイナミズムが問われなければならない。

おわりに

本稿では、異なる宗教文明間で「外交」を担当して往復した使節に関する一事例研究として、中世後期カスティーリャ王国がナスル朝グラナダ王国へ派遣した使節をめぐる状況を素描した。暫定的な結論に今後の研究の展望を含める形で、以下の点を整理しておきたい。

第一に、マクロなレベルとして、以下の点が指摘できる。すなわちカスティーリャ＝グラナダ間の「外交」を担当する使節として登場する者は、ほぼ全てが何らかの形でマグリブ・アンダルスに関連する知識や情報を持っている人物であった点である。言語や宗教の異なる文明の間を移動して自身の主張を提示せねばならない以上、この人選は当然といえよう。

今回の事例研究は、中世後期に限定したものである。しかしこの全体傾向は、イベリア半島内でアンダルスとキリスト教諸国との間で往復した使節全体にも敷衍することができると思われる。「レコンキスタ」が精力的に推し進められた11世紀のカスティーリャ・レオン王国がアンダルスへ派遣した使節として、ターイファ諸王のひとりセビーリャ王の家臣であり後にフェルナンド一世(在位1035-1065)、アルフォンソ六世(在位1065-1109)に仕えたモサラベの側近シスナン

necesario. Así nada definitivo se conseguía, y entre la guerra y las treguas, las fronteras andaluzas padecían las consecuencias de tanta indecisión, no sin grave peligro para muchos. La misma necesidad obligó a D. Fernando a tomar una resolución, pesaroso del anterior descuido, cuando a su llegada, la víspera de entrar en Sevilla, después de escuchar a Pedro de Barrionuevo las fábulas que de los granadinos le refirió, volvió a enviarle con segunda embajada al rey Albuacén, sin acordarse de lo inútil de la primera, por su falta de habilidad y la ninguna ventaja obtenida para lo futuro. La triste experiencia le hizo abrir los ojos al fin, y llamando al conde de Cabra D. Diego de Córdoba, su pariente, sujeto de gran prudencia, de lealtad y afecto bien probados hacia los Reyes, y no mal quiso del de Granada, le confió aquel cargo, muy adecuado a sus cualidades." *Crónica de Enrique IV de Alfonso de Palencia*, A. Paz y Melia ed., 3vols, Madrid, 1975, vol.3, p.58.

ドがしばしば史料に登場する。カスティーリャ・レオン王国貴族であるペドロ・アンスレス、ガルシア・オルドニェス、アルバル・ファニェス、そして何よりもエル・シッドの名で知られるロドリゴ・ディアスらは皆、アンダルスのターイファ諸王の下で軍役奉仕を行った経験を持ち、その諸王との間の「外交」使節として活躍している²⁴。

こう考えるならば、11世紀という西欧中世世界の拡大期のはじまりは、「レコンキスタ」や十字軍運動といった両世界間の戦争を激しく引き起こした時期であるとともに、宗教や言語の異なる文明との接触を通じて、この和戦の中で仲介領域と仲介者を準備し始めた時期と考えることもできる。換言すれば、文明間での戦争や対立の激化は、それらを回避し抑制するメカニズムも同時に活性化させたといえる。

第二に、本稿の対象である中世後期のカスティーリャ＝グラナダ間「外交」の使節に限定するならば、その傾向の転機を14世紀半ば頃に見定めることができる。中世後期のアルフォンソ十一世までのカスティーリャ王権は、自ら「境域」情勢に関与し、自身の主導権で「レコンキスタ」と休戦協定の交渉を担った。しかしペドロ一世以後のトラスタマラ諸王は、他の案件に忙殺されて、「レコンキスタ」に関心を寄せなくなった。こうして「見捨てられた境域」は、自立を余儀なくされた。彼らは軍事貴族を中心とする「境域」社会を成熟させて、境の「対岸」との「外交」を自ら行使できるまでになった。これに逆に王権が依存する状態になったと考えられる。また対グラナダ「外交」に登場する使節の傾向は、先の拙稿で指摘したグラナダとの間の王国間休戦協定の諸条項の変化と軌を一にしていると考えられる²⁵。

14世紀の半ば以後、「レコンキスタ」と対グラナダ「外交」が大きく様変わりする中で、王権の助力が期待できない「境域」は、どうやって対異教徒戦線を維持し防衛していくのか。また「境域」に居住する者が「外交」を独占しはじめることは、何を意味するのか。ひいては、対異教徒間の戦争と平和は、「境域」でどのように認識されて、行使されていたのか。考えてみれば、中世後期のカスティーリャ＝グラナダ「境域」は、これ以前のどの対アンダルス国境地帯にもまして、異教徒勢力同士が地理的に近接する境となった。当該域では、王権が締結し授与する休戦協定を常に違反して略奪や誘拐といった暴力行為が頻発したとされる。しかし他方で、顔見知りの隣人としてグラナダ臣民が認識され、そこから宗教を越えた和合が生じたともいわれている。先に指摘したように、異教徒同士の軋轢の激化と融和の活性化が同時にもたらされるのであれば、この使節にみる変遷の理由は、やはりカスティーリャ＝グラナダ「境域」に固有のダイナミズムの中に求められねばならない。

²⁴ *Historia Roderici vel gesta Roderici campidocti, Chronica hispana saeculi XII pars I*, A. Maya Sánchez ed., Turnhout, 1990, pp.49-50; *The Tibyān: Memoirs of 'Abd Allāh b. Buluggīn, last Zīrid Amīr of Granada*, A. T. Tibi trans., Leiden, 1986, pp.87-98, 124-135. 他、ユダヤ人も1082年、セビーリャ王への使節として登場する。Al-Maqqarī, *The History of the Mohammedan Dynasties in Spain*, P. de Gayangos trans., 2 vols, London, 1840-1843, Book VII, chapter IV, p.252.

²⁵ 黒田「中世後期カスティーリャ王国」、7-8頁。

表) 休戦協定の締結交渉あるいは維持を目的とするカスティージャ王国側の派遣使節あるいは交渉代表 (1246~1481)

年	「外交」使節あるいは「全權大使」	出自・役職
1246	?	
1252	?	
1255	?	
1271	?	
1274	?	
1276	アロンソ・ベレス・デ・グスマン	マリーン朝傭兵
1277-1278	「聖職者」、ガルシア・マルティネス・デ・ガリエーゴス	聖職者、マリーン朝傭兵
1281	ゴメス・ガルシア・デ・トレド、アロンソ・ベレス・デ・グスマン	サンチョ四世の寵臣(後に在バリアドリッド修道院長)、マリーン朝傭兵
1282	?	
1291	フェルナン・ベレス・ボシセ	境域大総督
1300	アロンソ・ベレス・デ・グスマン、グティエレ・ベレス	サンルーカル領主、カラトラバ騎士団総代官
1304	フェルナンド・ゴメス・デ・トレド、サムエル	証書局員、徴税官
1310	?	
1312	親王ベドロ	アルフォンソ十一世の摂政
1316	ガルシ・ロベス・デ・パディーリヤ	カラトラバ騎士団長
1318	?	
1320	ペイ・アリアス・デ・カストロ	コルドバ城主、王の司法官
1321	?	
1331	バスコ・ロドリゲス・デ・コルナド、ファン・マルティネス・デ・レイ	サンティアゴ騎士団長、セビーリヤ騎士
1332	ディエゴ・マルティネス	?
1333	?	
1334	ゴンサロ・ガルシア・デ・ガリエーゴス	セビーリヤ司法官
1338	フェルナンド・ベレス・デ・バリアドリッド、ゴンサロ・ガルシア	？、セビーリヤ司法官？
1344	フェルナン・バラデーリヤ	?
1350	?	
1369-1370	ベドロ・ムーニス・デ・ゴドイ	カラトラバ騎士団長(境域大総督を兼任)
1378	?	
1379	ベドロ・ムーニス・デ・ゴドイ	同上
1382	ベドロ・ムーニス・デ・ゴドイ	同上
1384	?	
1390	?	
1391	?	
1395	?	
1399	?	
1403	アルフォンソ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(アギラール家)、その他	越境騷擾裁定人
1405-1406		
1408	アルフォンソ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(アギラール家)、グティエレ・ディアス	同上、王書記
1409	グティエレ・ディアス、ディエゴ・ガルシア	王書記、王庫書記
1410	アルフォンソ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(アギラール家)、ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ一世(カブラ=バエナ家)	越境騷擾裁定人、捕虜返還交渉人長
1412	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ一世(カブラ=バエナ家)	サンティアゴ騎士団長の会計人長
1413	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ一世(カブラ=バエナ家)	同上
1414	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ一世(カブラ=バエナ家)	同上
1415	?	
1416	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ一世(カブラ=バエナ家)	同上
1417	ルイス・ゴンサレス・デルナ	書記
1418	?	
1419	?	
1421	ルイス・ゴンサレス・デルナ	同上
1424	ルイス・ゴンサレス・デルナ	王使節長
1426	?	
1427	?	
1429	?	
1430	ルイス・ゴンサレス・デルナ	コルドバ二十四人委員
1439	ディエゴ・ロベス・デ・モンドーサ	ハエン王国軍団総長
1441	?	
1442	ルイス・ゴンサレス・デ・レイバ、ディエゴ・フェルナンデス・デ・スリタ	カラトラバ騎士団代官、アルコス城主兼ヘレス統治官
1443	おそらくベドロ・フェルナンデス・デ・コルドバ(アギラール家)	
1446	ベドロ・フェルナンデス・デ・コルドバ(アギラール家)	
1448	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(カブラ=バエナ家)	元帥
1450	ベル・アファン・デ・リベラ?	境域大総督
1452	ベドロ・フェルナンデス・デ・コルドバ(アギラール家)	
1453	?	
1454	?	
1455	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(カブラ=バエナ家)	カブラ伯
1456	ベドロ・ヒロン、ファン・ブラーボ	カラトラバ騎士団長、騎士
1457	ベドロ・ヒロン?	同上
1458	?	アルカラ城主?
1460	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(カブラ=バエナ家)	カブラ伯
1461	ファン・デ・オルテガ・デ・カリオン	?
1462	ベドロ・ヒロン	カラトラバ騎士団長
1463	ベドロ・ヒロン	同上
1464	?	
1465	ファン・バチエコ	ピリエーナ候
1472	ファン・バチエコ	ピリエーナ候
1475	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(カブラ=バエナ家)	カブラ伯
1476	フェルナンド・デ・アランダ、ベドロ・デ・バリオスエボ	コルドバ二十四人委員、ソリア統治官
1478	ディエゴ・フェルナンデス・デ・コルドバ二世(カブラ=バエナ家)	カブラ伯
1481	フェルナンド・デ・アランダ、ガルシア・デ・ハエン	コルドバ二十四人委員、ハエン統治官

* 「外交」使節の特定に関して筆者が用いた文献は以下の通りとなる。

- (1276年: M. A. Manzano Rodríguez, *La intervención de los benimerines en la Península Ibérica*, Madrid, 1992, p.20.)
- (1277-1278年: Manzano Rodríguez, *La intervención de los benimerines...*, p.56; J. Alemany, "Milicias cristianas al servicio de los sultanes del AlMagreb," in *Homenaje a F. Codera*, Zaragoza, 1904, p.144.)
- (1281年: *Crónica de Alfonso X según el Ms. II/2777 de la Biblioteca del Palacio Real (Madrid)*, M. González Jiménez ed., Murcia, 1999, p.220.)
- (1291年: *Crónica del Rey Don Sancho el Bravo*, en *Crónicas de los Reyes de Castilla*, C. Rosell ed., vol.1, Madrid, 1953, pp.84-85.)
- (1300年: *Colección documental del Archivo Municipal de Ubeda vol. 1*, J. Rodríguez Molina ed., Granada, 1990, n.76, pp.122-124.)
- (1304年: *Crónica del Rey Don Fernando IV (Fernán Sánchez de Valladolid)*, C. Rosell ed., vol.1, Madrid, 1953, pp.132-133.)
- (1312年: G. Argote de Molina, *Nobleza de Andalucía*, E. Toral Peñaranda ed., Jaén, 1991, p.374.)
- (1316年: M. García Fernández, "Registro documental andaluz de Alfonso XI (1312-1350)," *Historia, Instituciones, Documentos*, 15 (1988), n.30, p.9.)
- (1320年: A. Giménez Soler, *La Corona de Aragón y Granada: historia de las relaciones entre ambos reinos*, Barcelona, 1908, pp.212-214.)
- (1331年: Giménez Soler, *La Corona de Aragón...*, pp.248-249.)
- (1332年: *Documentos de Alfonso XI*, F. de A. Veas Arteseros ed., Murcia, 1998, n.CCVII, pp.238-239.)

- (1334年: *Gran crónica de Alfonso XI (Fernán Sánchez de Valladolid)*, D. Catalán ed., 2 vols., Madrid, 1977, vol. 2, pp.78-79; Manzano Rodríguez, *La intervención de los benimerines...*, pp.231-232.)
- (1338年: Manzano Rodríguez, *La intervención de los benimerines...*, pp.238-239.)
- (1344年: M. García Fernández, *Andalucía: guerra y frontera. -1312-1350-*, Sevilla, 1990, pp.205-209.)
- (1369-1370年: L. Suárez Fernández, "Política internacional de Enrique II," *Hispania*, 16/62 (1956), pp.16-129, Apéndice documental n.1, pp.60-61.)
- (1379年: Archivo Municipal de Murcia, Actas Capitulares No 6, fol. 50 v.)
- (1382年: Archivo Municipal de Murcia, Actas Capitulares, No 9, fol. 59 r-v.)
- (1403年: J. Torres Fontes, "El alcalde entre moros y cristianos del reino de Murcia," *Hispania*, 20 (1960), pp.55-80, Apéndice documental n.3, p.77.)
- (1408年: *Crónica de Juan II...*, pp.241-242, 257-258.)
- (1409年: *Crónica de Juan II ...*, pp.267-269.)
- (1410年: *Crónica de Juan II ...*, pp.310-311, 397-398, 402-407.)
- (1412年: Giménez Soler, *La Corona de Aragón y Granada...*, p.334.)
- (1413年: Archivo Municipal de Murcia, Libro registro de cartas reales de 1411-1429, fol. 6 v.)
- (1414年: M. Arribas Palau, *Las treguas entre Castilla y Granada firmadas por Fernando I de Aragón*, Tetuán, 1956, doc.12.)
- (1416年: R. Salicrú i Lluch, *Documents per a la història de Granada...*, n.1, pp.21-22.)
- (1417年: *Crónica de Don Juan II (Fernán Pérez de Guzmán)*, C. Rosell ed., vol.2, Madrid, 1953, p.373.)
- (1421年: *Crónica de Don Juan II (Fernán Pérez de Guzmán)*, p.405.)
- (1424年: *Documentos de Juan II*, J. Abellán Pérez ed., Murcia, 1984, pp.243-244.)
- (1430年: G. Argote de Molina, *Nobleza de Andalucía*, pp.674-675.)
- (1439年: J. Amador de los Ríos, *Memoria histórico-crítica...*)
- (1442年: J. E. Lopéz de Coca Castañer, "Fernando Alvárez de Toledo, capitán de la frontera de Jaén (1434-1437)," *Anuario de Estudios Medievales*, 33-2 (2003), pp.643-666; J. A. Marín Ramírez and M. Marcos Aldón, "La embajada de Diego Fernández de Zurita al sultán Muhammad IX de Granada," *Al-Andalus Magreb: Estudios Arabes e Islámicos*, 5 (1997), pp.61-74.)
- (1443年: J. E. López de Coca Castañer, "Acerca de las relaciones diplomáticas castellano-granadinas en la primera mitad del siglo XV," *Revista del Centro de Estudios Históricos de Granada y su Reino*, 12 (1998), pp.11-32, Apéndice Documental, n.2, pp.30-32.)
- (1446年: *I Exposición histórico-militar: Casa de Pilatos, Sevilla, mayo-junio de 1971*, Sevilla, 1971; Archivo Ducal de Medinaceli, Sección Histórica 1310, 244-13.)
- (1448年: M. A. Ladero Quesada, *Andalucía en el siglo XV. Estudios de historia política*, Madrid, 1973, p.109.)
- (1450年: J. Abellán Pérez, *La ciudad de Jerez de la Frontera y el reino de Granada*, Helsinki, 2006, Apéndice documental, n.3, pp.90-91.)
- (1452年: L. Seco de Lucena Paredes, "Más rectificaciones a la historia de los últimos nasries," *Al-Andalus*, 24-2 (1959), pp.275-295; J. Torres Fontes, "La intromisión granadina en la vida murciana, 1448-1452," *Al-Andalus*, 27-1 (1962), pp.105-154.)
- (1455年: J. Torres Fontes, *Estudio sobre la "Crónica de Enrique IV" del Dr. Galíndez de Carvajal*, Murcia, 1946, Cap.XXI.)
- (1456年: J. Torres Fontes, "Enrique IV y la frontera de Granada (las treguas de 1458, 1460 y 1461)," in *En la frontera de Granada. Homenaje al profesor Carriazo*, 3vols, Sevilla, 1972, vol.3, pp.343-380.)
- (1457年: J. A. García Luján, *Treguas, guerra y capitulaciones de Granada (1457-1491). Documentos de los Duques de Frias*, Granada, 1998, pp.79-81.)
- (1458年: I. Montes Romero-Camacho, "Un gran concejo andaluz ante la guerra de Granada: Sevilla en tiempos de Enrique IV (1454-1474)," *En la España Medieval*, 5 (1984), pp.595-651.)
- (1460年: J. Torres Fontes, "Enrique IV y la frontera de Granada...," Apéndice documental, n.1, pp.373-375.)
- (1461年: J. Torres Fontes, "Enrique IV y la frontera de Granada...," pp.363-372.)
- (1462年: J. Torres Fontes, "Las treguas con Granada de 1462 y 1463," *Hispania*, 23/90 (1963), pp.163-199, Apéndice documental n.3, pp.194-195.)
- (1463年: J. Torres Fontes, "Las treguas con Granada de 1462 y 1463," n.5, 197-198.)
- (1465年: J. Torres Fontes, "Las treguas con Granada de 1469 y 1472," *Cuadernos de Estudios Medievales*, 4-5 (1976-7), pp.211-236.)
- (1472年: J. A. García Luján, *Treguas, guerra y capitulaciones...*, n.VI, pp.92-105.)
- (1475年: J. Torres Fontes, "Las relaciones castellano-granadinas desde 1475 a 1478," *Hispania*, 22/86 (1962), pp.186-229.)
- (1476年: C. Perea Carpio, "La frontera concejo de Jaen - Reino de Granada en 1476," *Cuadernos de Estudios Medievales*, 10-11 (1982-1983), pp.231-238, Apéndice documental, pp.237-238.)
- (1477年: J. A. de Bonilla y Mir and E. Toral Peñaranda, *El tratado de Paz de 1481 entre Castilla y Granada*, Jaén, 1982, pp.44-48.)
- (1478年: J. A. de Bonilla y Mir etc., *El tratado de Paz de 1481...*, pp.36-43.)
- (1481年: J. A. de Bonilla y Mir etc., *El tratado de Paz de 1481...*, pp. 21-23, 29-32.)

(本稿は平成24年度科学研究費助成事業科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。)